

生活保護を受給されている方へお知らせ

こうはついやくひん しょう げんそく

後発医薬品の使用が原則になります

○後発医薬品(ジェネリック医薬品)は先発医薬品と同じ有効成分を同じ量含む薬であり、

先発医薬品と品質や効き目、安全性が同等であることを厳正に審査したものです。

○後発医薬品の普及については、国全体で取り組んでいます。

2018年10月1日から、生活保護を受給されている方について、
医師または歯科医師により、後発医薬品の使用が可能と判断され
た場合は原則として後発医薬品が調剤されることになります。

Q:これまでとどう変わるの?

A:これまで後発医薬品を使用するようお願いしていましたが、これからは、本人
が希望するかどうかにかかわらず、在庫が無い場合や、後発医薬品の価格が
先発医薬品の価格よりも高くなっている場合・同額である場合を除き、後発医
薬品が調剤されることになります。

Q:もう先発医薬品は使えないの?

A:医師または歯科医師が、医学的に、先発医薬品の使用が必要だと判断した場合
は、先発医薬品が調剤されます。後発医薬品の使用に不安がある場合は、病院・
診療所か薬局で処方内容の相談をしましょう。

厚生労働省

佐世保市役所 保健福祉部 生活福祉課